

文化政策部会「審議経過報告」(素案)からの主な修正箇所(対比表)

案 (6/2第8回配付資料)	素案 (5/24第7回配付資料)
<p style="text-align: center;"><目次></p> <p>はじめに</p> <p>第1 文化芸術振興の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> － 文化芸術の振興は国力の振興である － 文化芸術は経済・外交と密接に関連している － 文化は国家なり <p>第2 文化芸術振興のための重点施策</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し (2) 文化芸術を創造し、支える人材の充実 (3) 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実 (4) 文化芸術の次世代への確実な継承 (5) 文化芸術の観光振興、地域振興等への活用 (6) 文化発信・国際文化交流の充実 </div> <p>2. 各分野における重点施策（具体的施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 舞台芸術分野 (2) メディア芸術・映画分野 (3) 美術分野 (4) 暮らしの文化分野 (5) 文化財分野 <p>今後の検討課題</p> <p>別添：各ワーキンググループにおける意見のまとめ</p>	<p style="text-align: center;"><目次></p> <p>はじめに</p> <p>第1 文化芸術振興の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> － 文化は国の力である － 文化芸術と我が国の経済は密接に関連している － 文化は国家なり <p>第2 文化芸術振興のための重点施策</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1. 重点施策の方向性（重点戦略）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国家戦略として「文化芸術立国」の実現を目指す (2) 文化芸術を支援する手法を抜本的に見直す (3) 文化芸術を創造し、支える人材を充実する (4) 子どもを対象とした文化芸術振興策を充実する (5) 文化芸術を確実に次世代へ継承する (6) 文化芸術により我が国の成長を促す (7) 文化発信・国際文化交流を充実する </div> <p>2. 各分野における重点施策（具体的施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 舞台芸術分野 (2) メディア芸術・映画分野 (3) 美術分野 (4) 暮らしの文化分野 (5) 文化財分野 <p>今後の検討課題</p> <p>参考：各ワーキンググループにおける意見のまとめ</p>

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

「第1 文化芸術振興のための基本理念」においては、我が国の文化芸術そのものの価値を高めることにより、文化芸術を通じて日本人のアイデンティティをより強固なものとするとともに、日本文化の発信を通じて経済力・外交力の向上につなげることの重要性を述べた。以下においては、それらを実現するための施策の方向性を重点戦略として掲げることとするが、その前提となる基本的な考え方は、次のとおりである。

まず、文化芸術関連施策を進めるに当たっては、国民が文化芸術を創造し、享受することができる環境を整えることが肝要である。このため、あらゆる機会をとらえ、国民が文化芸術に触れる機会を格段に充実することはもとより、広報活動はじめ様々な取組に工夫を凝らし、国民の文化芸術に対する理解を深めるよう努力する必要がある。

次に、文化芸術の振興は、教育、福祉、環境、観光、創造産業等、幅広い分野にかかわりを持つものである。文化芸術の果実をより一層積極的に活用し、それら幅広い分野への波及効果を確保することにより、地域コミュニティの再生、雇用の創出を含めた地域振興や都市の活性化、ひいては我が国の成長につなげる発想が重要である。その場合において、関係省庁間の一層の連携強化は欠くことができない。

さらに、諸外国と比較し、我が国の文化予算は極めて貧弱なものである。このため、文化予算を大幅に拡充することはもとより、国、地方、民間、個人など社会を挙げて文化芸術への投資を拡大することにより、国際社会における我が国の魅力や存在感を高め、国家戦略として新たな「文化芸術立国」の実現を目指すべきである。

(1) 文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本の見直し

文化芸術活動に対する支援に関しては、実質的に赤字を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題等多くの指摘がなされており、地方における鑑賞機会の不足、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状も考慮して改善を図る必要がある。これらを踏まえ、文化芸術活動に対する支援の在り方を抜本的に見直し、効果的な振興を図ることができるよう、以下の取組を進める。

1. 重点施策の方向性（重点戦略）

(1) 国家戦略として「文化芸術立国」の実現を目指す

- 国際社会における我が国の魅力や存在感を高めるため、国家戦略として「文化芸術立国」の実現を目指す。
 - ▶ あらゆる機会をとらえ、国民が文化芸術に触れる機会を格段に増加するとともに、その理解を増進する。
 - ▶ 諸外国と比較し圧倒的に少ない我が国の文化予算を大幅に拡充する。
 - ▶ 寄附税制の拡充やマッチンググラントなど「新しい公共」による文化芸術活動を支援する仕組みを充実する。

(6) 文化芸術により我が国の成長を促す

- 文化芸術により観光振興、地域振興、産業振興等を図り、我が国の成長を促す。
 - ▶ 文化芸術に係る各種資源の充実を図り、文化芸術による観光振興を進める。
 - ▶ 地域における文化芸術活動へのNPO法人、市民等の参画を促し、雇用創出を図る。
 - ▶ アーティスト・イン・レジデンスや地方芸術祭、創造都市等による地域文化の振興を奨励する。
 - ▶ 関係省庁の連携により文化芸術活動の成果を創造産業に結び付ける取組を進める。
 - ▶ 「くらしの文化」の振興に着手し、地域に根差した身近な文化資源を掘り起こす。

(2) 文化芸術を支援する手法を抜本的に見直す

- 文化芸術を支援する手法を抜本的に見直し、効果的な振興策を進める。

- ◆ 文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や、民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラント等新たな支援の仕組みを導入する。
- ◆ 寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制の検討等を通じて、企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促すとともに、NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動を支援する。
- ◆ 専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させる機関として、新たに「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入に向けた検討を行う。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を開始する。
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する。また、その法的基盤の整備について早急に具体的な検討を行う。
- ◆ 美術品の国家補償制度を速やかに導入する。
- ◆ 国立の美術館・博物館や劇場について、地域的な配置状況も踏まえ、地方のこれらの文化施設との役割・機能の分担にも十分留意しつつ、今後のあるべき姿を含め、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを早急に検討する。

- ▶ 新たな支援制度の導入も含め、文化芸術団体への支援制度を抜本的に見直す。
- ▶ 寄附税制の拡充やマッチンググラントなど「新しい公共」による文化芸術活動を支援する仕組みを充実する。
- ▶ 新たな審査・評価の仕組み(「日本版アーツカウンシル(仮称)」)の導入を検討する。
 - ▶ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する。また、その法的基盤の整備について早急に具体的な検討を行う。
 - ▶ 美術品の国家補償制度を導入する。

(2) 文化芸術を創造し、支える人材の充実

文化芸術に係る人材については、芸術家の国内での活躍の場が少なく海外流出も見られるといった事例のほか、文化芸術を支える専門人材の不足や養成体制に関する課題等が指摘されている。また、無形の文化財等の技術・技能が途絶えるおそれがあるなど、様々な課題がある。これらを踏まえ、芸術家をはじめ文化芸術を創造し、支える人材を充実する観点から、以下の取組を進める。

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。
- ◆ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。
- ◆ 文化芸術振興に当たり、大学等の関係機関との連携を強化する。

(3) 文化芸術を創造し、支える人材を充実する

- 芸術家をはじめ文化芸術を創造し、支える人材の育成を充実することにより、文化芸術の基盤を強固にする。
 - ▶ 若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。
 - ▶ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成に関する支援を充実する。
 - ▶ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。
 - ▶ 文化芸術振興に当たり、大学等の関係機関との連携を強化する。

(3) 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

子どもや若者にとって、本物の文化芸術に触れる機会が十分でなく身近なものと感じられにくい、地域の教育力や社会全体で子どもを心豊かにはぐくむ環境が失われつつあるなどの課題が指摘されている。これらを踏まえ、文化芸術の裾野を拡大するとともに、感性や創造力、コミュニケーション能力をはぐくむため、子どもや若者を対象とした以下の取組を進める。

- ◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。
- ◆ 文化芸術を通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校教育における芸術教育を充実する。

(4) 子どもを対象とした文化芸術振興策を充実する

- 子どもを対象とした施策を充実し、文化芸術を支える裾野を拡大するとともに、感性やコミュニケーション能力をはぐくむ。
 - ▶ 子どもを対象とした優れた舞台芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。
 - ▶ 学校教育における文化芸術を通じたコミュニケーション教育を充実する。

(4) 文化芸術の次世代への確実な継承

有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは極めて重要である。また、文化芸術の作品、資料等は、次代の文化芸術創造の基盤であるにもかかわらず、計画的・体系的な収集・保存が進んでおらず、劣化・散逸や海外流出の危機にある。これらを踏まえ、文化芸術を次世代へ確実に継承するため、文化財の保存・活用や文化芸術の作品、資料等の収集・保存(アーカイブ)に関し、調査研究機能を充実するとともに、以下の取組を進める。

- ◆ 文化財の修理や防災対策を計画的に進める。
- ◆ 文化財の公開・活用を一層進める。
- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築を着実に進めるとともに、その積極的な活用策を検討する。そのため、作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備が可能な分野から早急に着手する。

(5) 文化芸術を確実に次世代へ継承する

- 文化財の保存・活用や、新たな創造活動の基盤として各種文化資源のアーカイブ化を図り、文化芸術を確実に次世代へ継承する。
 - ▶ 文化財の修理や防災対策を計画的に進める。
 - ▶ 文化財の公開・活用を一層進める。
 - ▶ 文化芸術分野のアーカイブ構築を進め、その積極的な活用策を検討する。

(5) 文化芸術の観光振興、地域振興等への活用

我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。こうした文化資源を活用して各地域で観光振興、地域振興、

(6) 文化芸術により我が国の成長を促す

産業振興等の取組が行われているが、各地域にはいまだ生かし切れていない文化資源が少なくない。また、過疎化、少子高齢化による地域社会の衰退等によって、これらを十分に生かすことがままならない地域も数多く見られる。これらを踏まえ、文化芸術の価値を観光振興、地域振興、産業振興等に更に活用することができるよう、関係省庁による連携の下、以下の取組を進める。

- ◆ 文化財建造物、史跡、博物館や各地に所在する文化芸術資源を、その価値を適切に継承しつつ、観光振興、地域振興等に活用するための取組を進める。
- ◆ 地域の文化芸術資源の発掘・活用に関し、創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに、地方芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。
- ◆ 文化芸術活動の成果を創造産業や観光関連産業に結び付ける取組を進める。
- ◆ 「くらしの文化」の振興に着手し、地域に根ざした身近な文化資源を掘り起こす。

(6) 文化発信・国際文化交流の充実

我が国は、秀逸な伝統文化の蓄積の上に、ハイカルチャーからポップカルチャーに至るまで、多彩で優れた文化芸術を有している。しかしながら、こうした日本文化に対する国際社会の関心は表層的な面にとどまっており、全体に対する深い理解に基づくものとはなっていない。これらを踏まえ、我が国の文化芸術を積極的に海外発信するとともに、東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を更に推進するため、関係省庁による連携の下、以下の取組を進める。

- ◆ 舞台芸術の海外公演、国際共同制作等への支援を充実する。
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
- ◆ 文化発信・交流の拠点として博物館・美術館や大学の活動・内容を充実する。
- ◆ 文化財分野における国際協力を充実する。
- ◆ 東アジア各国の参加を得て、芸術都市を定め、様々な文化芸術活動を開催する「東アジア芸術創造都市(仮称)」や、大学間交流における活動等も含め、東アジアにおける文化芸術活動を推進する。

○ 文化芸術により観光振興、地域振興、産業振興等を図り、我が国の成長を促す。

- ▶ 文化芸術に係る各種資源の充実を図り、文化芸術による観光振興を進める。
- ▶ 地域における文化芸術活動へのNPO法人、市民等の参画を促し、雇用創出を図る。
- ▶ アーティスト・イン・レジデンスや地方芸術祭、創造都市等による地域文化の振興を奨励する。
- ▶ 関係省庁の連携により文化芸術活動の成果を創造産業に結び付ける取組を進める。
- ▶ 「くらしの文化」の振興に着手し、地域に根ざした身近な文化資源を掘り起こす。

(7) 文化発信・国際文化交流を充実する

○ 我が国の文化芸術を海外発信するとともに、東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を積極的に推進する。

- ▶ 舞台芸術の海外公演、国際共同制作等への支援を充実する。
- ▶ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外出展に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
- ▶ 文化発信・交流の拠点として博物館・美術館の活動・内容を充実する。
- ▶ 文化財分野における国際協力を充実する。